

<児童手当拡充後（令和6年10月以降） 手続き確認フロー>

久御山町子育て支援課から児童手当（特例給付）を受けていますか

はい

いいえ

高校生年代～4年制大学生年代の子
（H14.4.2～H21.4.1 生）がいますか

2人以上で子どもを養育していて、
所得が高い方の職業は公務員ですか

いいえ

はい

いいえ

子どもが3人
以上いますか

勤務先にお問い合わせ
合わせください

はい

いいえ

手続き不要

所得が高い方の住民票の住所は
久御山町ですか

4年制大学生年代（H14.4.2～H18.4.1 生）の
子がいて、その子を含めて3人以上の
お子さんがいますか

はい

いいえ

所得の高い方の住所地に
お問い合わせください

いいえ

はい

4年制大学生年代（H14.4.2～H18.4.1 生）の子がいて、
その子を含めて3人以上のお子さんがいますか

a

手続き不要

はい

いいえ

提出書類

A

①監護相当・生計費の負担に
ついての確認書

B

①認定請求書及び口座確認書類
②監護相当・生計費の負担につ
いての確認書

C

①認定請求書及び口座確認書類

【注意事項】

* a or A に該当する方：10月以降に額改定通知書をお送りします。お子さんの人数及び金額をご確認ください。

* B or C に該当する方：10月以降に認定通知書をお送りします。お子さんの人数及び金額をご確認ください。

保護者と別居の高校生年代の子がいる場合、上記に加えて、別居監護申立書が必要です。

* 児童が児童養護施設等の施設に入所している場合、施設設置者に支給されます。